

令和 6 年度

定期 監査 報告 書

(本庁、支所、幼稚園・保育園、小・中学校ほか)

駒ヶ根市監査委員

監査 ～ 36  
令和7年1月29日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三 様  
駒ヶ根市議会議長 小原 茂幸 様  
駒ヶ根市行政委員会の長 様

駒ヶ根市監査委員 竹村 正司  
同 下平 昭治  
同 小林 敏夫

令和6年度定期監査の結果報告について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年度の定期監査（本庁及び出先）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく定期監査

### 第2 監査の期日及び対象

期 日	監 査 対 象 部 局
10月1日(火)	総務部；総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会、 〔含；(株)エコシティ・駒ヶ岳の経営状況〕、税務課、危機管理課 総務部出先機関〔中沢支所・中沢財産区、東伊那支所〕
10月3日(木)	産業部；農林課・農業委員会、 商工観光課〔含；駒ヶ根高原温泉開発(株)の経営状況〕
10月8日(火)	会計室、議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局 産業部指定管理者施設〔農産物加工センター、駅前ビル市民交流活性化センター、市営駅前駐車場、森と水のアウトドア体験広場〕
10月10日(木)	教育委員会；子ども課〔含；(一財)駒ヶ根市給食財団の経営状況〕、 社会教育課〔含；(公財)駒ヶ根市文化財団の経営状況〕
10月17日(木)	教育委員会出先機関及び指定管理者施設 〔中沢公民館、赤穂小学校、赤穂中学校、下平幼稚園、赤穂公民館、 赤穂東小学校、赤穂保育園、東伊那小学校、東伊那公民館、東伊那保 育園、重要文化財旧竹村家住宅、駒ヶ根市郷土館〕
10月31日(木)	建設部；建設課、都市計画課、上下水道課〔含；公営企業会計〕
11月12日(火)	総務部；企画振興課 財政課〔含；駒ヶ根市土地開発公社の経営状況〕
11月14日(木)	民生部；生活環境課 建設部出先機関及び指定管理施設 〔馬見塚市営住宅、駒ヶ根浄化センター、丸塚公園〕
11月19日(火)	民生部；福祉課、地域保健課、市民課 民生部出先機関〔福祉企業センター〕

### 第3 監査の期間

令和6年9月2日から令和7年1月28日まで

## 第4 監査の実施場所

駒ヶ根市役所 第5会議室（出先及び指定管理者施設にあつては現地）

## 第5 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年度の財務等に関する事務の執行について、予め主要事業執行状況一覧表などの資料の提出を求め、提出資料に基づき関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ関係書類の検査及び実地検査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されており、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

また、定期監査の一環として、公の施設の指定管理者及び出資法人に対する指導監督の状況についても関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ実地検査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### (1) 一般・特別会計、公営企業会計の着眼点

- ①事務事業が計画的、合理的に行われているか。
- ②事務事業が公正で、住民福祉の増進に役立つよう行われているか。
- ③事務事業が関係法令等に基づき行われているか。
- ④経済的、かつ効率的な支出が行われているか。
- ⑤公有財産、物品等の管理運用は適切に行われているか。（現金管理を含む）
- ⑥組織及びその運営が合理的か。
- ⑦他団体会計の処理は適正に実施されているか。

### (2) 公の施設の指定管理者の着眼点

- ①管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は適正か。
- ④協定等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤市と指定管理者の責任の分担は明確になっているか。
- ⑥管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- ⑦管理業務報告書の点検は適切か。
- ⑧管理者に関する指導監督は適切に行われているか。その記録はあるか。
- ⑨利用状況に注意を払い、利用の促進に努めているか。

### (3) 出資法人の着眼点

- ①出資者の権利が適切に行使されているか。
- ②法人の経営成績、財政状態等が正確に把握され、必要な措置を講じているか。  
また、その記録はあるか。

## 第6 監査の結果

財務等に関する事務の執行については、監査した限りでは概ね適正であると認められた。安全・安心な市民生活の確保に向け、今後とも公正かつ効率的な事務事業の執行を期待する

ものである。

なお、一部に改善又は改善の検討を要すると思われる事例も見受けられたため、令和7年1月29日付、監査～35で駒ヶ根市長に令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項として提出した。内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じられたい。

## 第7 令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項

### I 全体的指摘事項及び要望事項

#### (1) 他団体会計の取り扱いについて

各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。

また、利率の変更等により、他団体会計にわずかではあるが預金利子が発生している状況が見られる。これについての確認がされず、定期監査に係る調書と預金通帳残高の間に数円程度の差異が生じているものが複数見られた。調書の提出にあたり内容の精査をされたい。

更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。

【指摘事項】

#### (2) 鍵にかかる台帳等の管理について

出先機関において鍵引継書が一部未作成のところがあった。また、スペアキーについて全く管理がされていないケースが多く見られた。所管課は出先機関の管理者と連携をとり鍵管理マニュアルに沿った指導監督を徹底されたい。

また、鍵管理マニュアルに「毎年度、鍵と台帳の一致を確認する」とあるが、この確認について記録がないほか、同マニュアルにある「変更があったときは、その都度修正」についても、いつ変更されたかの記録がない。これらについて確認が出来るよう、台帳の様式変更や、年1回総務課へ報告を義務付けることなどについて検討されたい。【指摘事項】

#### (3) 備品の管理について

これまでの定期監査において、廃棄の場合には法令を遵守し適切な処分となっていることが確認できるよう、摘要欄等を使用し具体的に処分方法を記載されるよう指摘をしているところであるが、今年度の定期監査においても廃棄物品について処分方法が記載されていないものが多数見られたため、あらためて記載を徹底されたい。また、決算書中「財産に関する調書」にカウントされる、取得価格1個が100万円以上の重要物品については、その処分にあたっての決済文書の写しを処分調書に添付し会計室に回付する等の措置を講じられたい。【指摘事項】

#### (4) 樹木等の管理について

平成30年度、令和3年度の定期監査においても要望したが、市が管理している施設内の樹木や石碑、モニュメントについては、定期的に点検等を行い、地震や強風等により倒壊の恐れのあるものについては、伐採や補強など早期に対応をされたい。【要望事項】

## II 所管別指摘事項及び要望事項

### 1 総務部

#### 1-1 総務課

##### (1) 自家用車公務使用登録申請書

昨年度の定期監査においても要望したが、自家用車公務使用登録申請書に添付する任意保険加入状況を証するための写しについて、終期が到来しているものが見受けられた。申請書様式に「なお、任意保険の加入について終期が訪れる場合は必ず更新を行い、その写しを提出します。」の文言を追加することや、教育委員会における「駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱」の運用を参考に、年度途中の更新が確実にされるよう必要な措置を講じられたい。【要望事項】

#### 1-2 企画振興課

##### (1) DX推進における個人情報漏えい等のリスクへの対応について

今年度実施された市制施行70周年記念式典の参加者募集について、参加申込者が他の申込者の情報を閲覧できる状態になっていた事案が発生した。再発防止策としてあらかじめ認められた電子申請サービスを使うことの徹底を図り、職員研修を行っているとのことであった。

駒ヶ根市におけるDXの推進は、市民サービスの向上や行政の効率化に不可欠なものであるが、その一方で情報漏えいのリスクも併せ持つこととなる。個人情報は一度漏えいすると取り返しのつかない事態となることから、より一層の取り組みを図られたい。【要望事項】

##### (2) 地域おこし協力隊員の定住促進について

令和4年度の駒ヶ根市議会事業評価において「定住効果が見えにくい」とされ、待遇改善により隊員の増加を図ることのほか、住宅取得にかかる補助制度の創設により定住の促進を図ることなどが提言され、これらに即した措置が講じられているところである。

これらの取り組みのほか隊員としての活動や、その後の定住の助けとなるよう、現役隊員同士や、すでに定住している先輩隊員との間で、相談や情報交換などの交流が行える環境づくりについても検討されたい。【要望事項】

##### (3) ちいさな国際貢献運動について

JICA 青年海外協力隊が開発途上国で本来の活動とは別に実施する、地域活動を支援するための取り組みで、市民団体「駒ヶ根協力隊を育てる会」により行われているものである。近年、書き損じはがきや切手の寄付等による収入に比して支援の実績が小さく、残高が積みあがっている状況にある。管理する職員の負担やリスクの軽減のため、資金管理や今後の事業の進め方について団体と検討を進められたい。【要望事項】

#### 1-3 財政課

##### (1) 伊南行政組合が行う病院事業への運営経費負担について

伊南行政組合において、新病院建設が計画されており、現在は基本計画の見直しを行っているとのことである。駒ヶ根市の財政への影響が非常に大きくなると見られることから、当計画による駒ヶ根市の財政負担（将来負担比率への影響、各年次における負担額等）について可能な限り精緻なシミュレーションを行い、議会、市民への情報共有を図られたい。また、近隣の公立病院において経営悪化による追加の補助、出資がなされる状況にあることから、今後の病院の収支についても注視し、財政運営に取り組みされたい。【要望事項】

## 1-4 税務課

### (1) 課税事務の誤り防止について

昨年度、固定資産税の課税額に錯誤が生じる事案があり、当時のプレスリリースにて事務フローの見直しやダブルチェックの徹底などによりに再発防止を図るとのことであったが、今年度の定期監査での質疑において事務フローの作成がされていないとのことであった。課税誤りについてその再発防止を確実なものとするため、事務フローを早急に作成し来年度の課税事務にあたられたい。【指摘事項】

## 2 民生部

### 2-1 生活環境課

#### (1) 切石原墓地の施設管理について

切石原墓地において生じている地盤沈下について、令和6年9月に補正予算が成立し、550万円の費用をかけてボーリング調査と測量調査を行い、その調査結果を踏まえて工法検討を行うとのことだが、近年の墓地返還の増加や、合葬墓整備の計画もあるなかで、切石原墓地の地盤への対応については、将来の墓地需要を見極めながら慎重に進められたい。【要望事項】

## 3 産業部

### 3-1 農林課

#### (1) シルクミュージアムの運営について

養蚕の復活に向けて、繭をワクチン原料として出荷し、返却される繭殻については、まゆクラフトへの活用のほか、絹100%の真綿製品の開発を検討する等、地域産業に活用するプロジェクトが進められ、また、地域おこし協力隊員の配置を新たに行うなど、当施設の活性化への取り組みが積極的になされている。当施設は予算ベースで約3,700万円の一般財源を要する事業となっていることから、当施設が産業振興のほか、出会いや交流を創出する場として、市民に親しまれ、また市民の誇りとなるような機能を果たすよう、取り組みの成果に期待するものである。【要望事項】

### 3-2 商工観光課

#### (1) 駒ヶ根高原温泉開発株式会社について

当法人は駒ヶ根市が出資する第三セクターであるが、新たな5号源泉井戸の検討を進めており、その原資については長期借入金によることとし、その長期借入金について駒ヶ根市による損失補償を想定しているとのことであった。

総務省の指針において、地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合に、債務への損失補償については、将来的にはその一部又は全部を負担するリスクを有する等の理由で、行うべきではないとされているところである。

損失補償について、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合にあっては、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額、損失補償を行っている債務（財政負担）を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を議会・住民等に対して明らかにする等、理解を得るための必要な措置を講じられたい。【要望事項】

## (2) 駒ヶ根商工会議所への財政支援について

当団体について、財政的に厳しい状況であることから、令和6年度より一般事業と中小企業相談所事業を合わせた補助金について、これまでの740万円から1,500万円に増額がされているところである。この増額について、団体からの要望書は確認できたが、市側での増額的意思決定がされた経過を示す書類が特段無いとのことであった。当補助金については金額も大きいことから意思決定の経過がわかるよう記録を残されたい。

また、この要望による増額について、3年間の時限で行われるものとの説明を受けたが、恒常化する懸念も覚えるところである。このような補助金の増額については真に止むを得ないものに限ることとし、金額についても相手方の言い値とならないよう、内容を精査した上での実施とされたい。【要望事項】

## (3) 森と水のアウトドア体験広場について

休止状態にあった国土交通省所有の降雨体験施設「あめ太郎」について、再稼働に向けた動きがあること、クライミングウォールについて、県内の類似施設が閉鎖したことによる影響と思われる利用の増加、また近年の猛暑により夏季において比較的冷涼である当地域のサンドグラウンドの魅力が相対的に高まっている等、外部環境の変化のほか、指定管理者の努力もあり、利用が多い状況にあるとのことであった。利用者にとってより魅力ある施設となるよう、国土交通省などの関係機関との連携を深め、指定管理者とも協議を行いながら、安全性、利便性、快適性を確保するための措置や、高原地域の観光振興に寄与するための冬季間における利用促進策について調査・研究を進められたい。【要望事項】

## 5 教育委員会

### 5-1 子ども課

#### (1) 各保育園備え付けの帳簿について

出先監査を実施する際に、保育所管理規則第16条に規定する帳簿の確認を行っているが、規規定されている帳簿と、実際に管理している各帳簿類との対応関係が判然とせず、園長が苦慮している様子が見受けられた。実務担当者にとってわかりやすい運用となるよう、各園の状況を把握し、必要に応じた措置を講じられたい。【要望事項】

#### (2) 小中学校の消防設備について

出先監査を実施した複数の小中学校において、これまで指摘していた消火器の更新が確実になされていることが確認できた。このほか、消防施設点検により指摘がされている、防火扉、火災報知器、誘導灯等については出来るところから順次修繕等により改善を進め、即時の対応が困難なものについては計画的な更新を進められたい。【指摘事項】

#### (3) 小中学校所管のPTA会計について

小中学校にて所管する他団体会計にPTA会計があるが、ゆうちょダイレクトを利用したの管理となっているものが見受けられた。セキュリティ確保のほか、取引履歴の情報共有などの透明性の確保、トラブル発生時の対応をあらかじめ定めておく等、従来の通帳による口座管理時と変わらない、適正な管理となるよう、口座管理にかかる事務フロー、マニュアル等を作成の上での運用とする等、必要な措置を講じられたい。【要望事項】



#### (4) タブレット端末の取扱いについて

出先監査を実施した赤穂東小学校において、一部帳簿が未作成となっているものが見受けられた。最新の状況を反映した帳簿の整備を行い、マニュアルに沿った運用となるよう徹底を図られたい。【指摘事項】

#### (5) 子ども関連施設の経年劣化への対応について

出先監査を実施した子ども関連施設において、共通して雨漏り、床の傷み、プールの塗装剥がれが生じていることが報告された。施設を利用する子どもにとって必要となる安全性、快適性が確保されるよう、現状の把握を行ったうえで、修繕等の措置を講じられたい。【要望事項】

### 5-2 社会教育課

#### (1) 中沢公民館所管の他団体会計について

令和3年に解散となった中沢高齢者クラブ会計について、預金口座の解約手続きがされておらず残高が存在していた。当時の団体の意向により、解散時の残金を公民館環境整備のために随時使用しているとのことであった。このような取り扱いは簿外での会計処理となり、適切といえないものであるため、早急に残金について適正に処分を行ったのち、預金口座の解約をされたい。【指摘事項】

#### (2) 赤穂公民館における現金管理について

赤穂公民館において施設使用料などを収受しているが、収受した現金について、指定金融機関等への払い込みが月1回となっているとのことであった。財務規則では速やかに指定金融機関等に払い込むこととなっており、規則どおりの運用となるよう早急に事務の見直しをされたい。【指摘事項】

#### (3) 旧竹村家住宅管理棟における現金管理について

駒ヶ根高原庭球場の利用料金について旧竹村家住宅管理棟にて収受しているが、管理棟が無人となる際には利用料納入箱へ利用料金を入れる取扱いとなっている。防犯カメラの設置はあるものの利用料納入箱については金銭を入れるには簡素なものと見受けられた。こじ開け、破壊、持ち去りを防止するため、あらためて納入箱の材質、構造、固定方法等について検討されたい。【要望事項】

#### <指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

令和6年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

令和6年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について、令和7年2月21日付で駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和7年2月28日

駒ヶ根市監査委員	竹村	正司
同	下平	昭治
同	小林	敏夫

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>I 全体的指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。</p> <p>また、利率の変更等により、他団体会計にわずかではあるが預金利子が発生している状況が見られる。これについての確認がされず、定期監査に係る調書と預金通帳残高の間に数円程度の差異が生じているものが複数見られた。調書の提出にあたり内容の精査をされたい。</p> <p>更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。【指摘事項】</p> <p><u>(2) 鍵にかかる台帳等の管理について</u></p> <p>出先機関において鍵引継書が一部未作成のところがあった。また、スペアキーについて全く管理がされていないケースが多く見られた。所管課は出先機関の管理者と連携をとり鍵管理マニュアルに沿った指導監督を徹底されたい。</p> <p>また、鍵管理マニュアルに「毎年度、鍵と台帳の一致を確認する」とあるが、この確認について記録がないほか、同マニュアルにある「変更があったときは、その都度修正」についても、いつ変更されたかの記録がない。これらについて確認が出来るよう、台帳の様式変更や、年1回総務課へ報告を義務付けることなどについて検討されたい。【指摘事項】</p>	<p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>他団体会計の取扱いは、規約等に基づき適正な処理と帳票類等の正確な作成に努めるよう徹底してまいります。</p> <p><u>(2) 鍵にかかる台帳等の管理について</u></p> <p>鍵管理についてマニュアルに沿った運用となるよう徹底してまいります。</p> <p>また、台帳の様式については作成日の欄があるため定型の様式を使用するよう周知するとともに、年度末に行っている鍵管理台帳の見直しを徹底してまいります</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（3）備品の管理について</u></p> <p>これまでの定期監査において、廃棄の場合には法令を遵守し適切な処分となっていることが確認できるよう、摘要欄等を使用し具体的に処分方法を記載されるよう指摘をしているところであるが、今年度の定期監査においても廃棄物品について処分方法が記載されていないものが多数見られたため、あらためて記載を徹底されたい。また、決算書中「財産に関する調書」にカウントされる、取得価格1個が100万円以上の重要物品については、その処分にあつての決済文書の写しを処分調書に添付し会計室に回付する等の措置を講じられたい。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p><u>（4）樹木等の管理について</u></p> <p>平成30年度、令和3年度の定期監査においても要望したが、市が管理している施設内の樹木や石碑、モニュメントについては、定期的に点検等を行い、地震や強風等により倒壊の恐れのあるものについては、伐採や補強など早期に対応をされたい。 <b>【要望事項】</b></p>	<p><u>（3）備品の管理について</u></p> <p>廃棄理由、廃棄方法（所管課処理または会計室処理）等の記載を徹底してまいります。</p> <p>重要物品処分時の調書への書類添付については、3月に発出する備品廃棄物品とりまとめ依頼文書、4月に行われる庶務担当係長会や、学校教頭・事務職員会、7月に発出する備品確認依頼文書、総務課からの事務連絡などで周知してまいります。</p> <p><u>（4）樹木等の管理について</u></p> <p>学校における樹木や石碑・モニュメント等については、随時、学校職員や用務員が点検しています。危険と思われる樹木については伐採を行い、補強が必要なものについては対応をしています。引き続き、公共施設の安全管理に努めてまいります。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>II 所管別指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>1 総務部</u></p> <p><u>1-1 総務課</u></p> <p><u>(1) 自家用車公務使用登録申請書</u></p> <p>昨年度の定期監査においても要望したが、自家用車公務使用登録申請書に添付する任意保険加入状況を証するための写しについて、終期が到来しているものが見受けられた。申請書様式に「なお、任意保険の加入について終期が訪れる場合は必ず更新を行い、その写しを提出します。」の文言を追加することや、教育委員会における「駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱」の運用を参考に、年度途中の更新が確実にされるよう必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p><u>1-2 企画振興課</u></p> <p><u>(1) DX推進における個人情報漏えい等のリスクへの対応について</u></p> <p>今年度実施された市制施行70周年記念式典の参加者募集について、参加申込者が他の申込者の情報を閲覧できる状態になっていた事案が発生した。再発防止策としてあらかじめ認められた電子申請サービスを使うことの徹底を図り、職員研修を行っているとのことであった。</p> <p>駒ヶ根市におけるDXの推進は、市民サービスの向上や行政の効率化に不可欠なものであるが、その一方で情報漏えいのリスクも併せ持つこととなる。個人情報は一度漏えいすると取り返しのつかない事態となることから、より一層の取り組みを図られたい。<b>【要望事項】</b></p>	<p><u>(1) 自家用車公務使用登録申請書</u></p> <p>申請書様式に「任意保険の終期が訪れる場合は必ず更新し、写しを提出します」の文言の追加や、保険終期の管理方法を整備し、確実な更新を徹底します。</p> <p><u>(1) DX推進における個人情報漏えい等のリスクへの対応について</u></p> <p>二度と個人情報漏えいインシデントを発生させないために、許可されていないサービスやソフトウェア使用の危険性についての理解促進を含む日頃の注意喚起や啓発活動、及び、業務に必要なサービスやソフトウェアの使い方についての教育活動を定期的実施します。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（2）地域おこし協力隊員の定住促進について</u></p> <p>令和4年度の駒ヶ根市議会事業評価において「定住効果が見えにくい」とされ、待遇改善により隊員の増加を図ることのほか、住宅取得にかかる補助制度の創設により定住の促進を図ることなどが提言され、これらに即した措置が講じられているところである。</p> <p>これらの取り組みのほか隊員としての活動や、その後の定住の助けとなるよう、現役隊員同士や、すでに定住している先輩隊員との間で、相談や情報交換などの交流が行える環境づくりについても検討されたい。【要望事項】</p>	<p><u>（2）地域おこし協力隊員の定住促進について</u></p> <p>地域おこし協力隊員同士の意見交換会は、隊員同士が顔を合わせて交流できる場として、昨年度から定期的に開催しています。新規隊員には、順調に活動を始めて地域に根付けるよう、先輩隊員を紹介し、直接つなげています。また、日頃の悩みや問題に対応するため、隊員の総合的な相談窓口を企画振興課として相談できる体制を整えています。今後も引き続き、隊員の活動の質の向上や隊員の定住へのサポートの強化に努めていきます。</p>
<p><u>（3）ちいさな国際貢献運動について</u></p> <p>JICA 青年海外協力隊が開発途上国で本来の活動とは別に実施する、地域活動を支援するための取り組みで、市民団体「駒ヶ根協力隊を育てる会」により行われているものである。</p> <p>近年、書き損じはがきや切手の寄付等による収入に比して支援の実績が小さく、残高が積みあがっている状況にある。管理する職員の負担やリスクの軽減のため、資金管理や今後の事業の進め方について団体と検討を進められたい。【要望事項】</p>	<p><u>（3）ちいさな国際貢献運動について</u></p> <p>隊員には年3回の隊次ごとのオリエンテーションや、役員が育てる会の活動を説明する協力隊デスクで案内しており、引き続き活用促進に努めます。また、JICA 協力隊員の利活用が進むよう幹事会でも協議します。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>1-3 財政課</u></p> <p><u>(1) 伊南行政組合が行う病院事業への運営経費負担について</u></p> <p>伊南行政組合において、新病院建設が計画されており、現在は基本計画の見直しを行っているとのことである。駒ヶ根市の財政への影響が非常に大きくなると見られることから、当計画による駒ヶ根市の財政負担（将来負担比率への影響、各年次における負担額等）について可能な限り精緻なシミュレーションを行い、議会、市民への情報共有を図りたい。また、近隣の公立病院において経営悪化による追加の補助、出資がなされる状況にあることから、今後の病院の収支についても注視し、財政運営に取り組まれない。【要望事項】</p> <p><u>1-4 税務課</u></p> <p><u>(1) 課税事務の誤り防止について</u></p> <p>昨年度、固定資産税の課税額に錯誤が生じる事案があり、当時のプレスリリースにて事務フローの見直しやダブルチェックの徹底などにより再発防止を図るとのことであったが、今年度の定期監査での質疑において事務フローの作成がされていないとのことであった。課税誤りについてその再発防止を確実なものとするため、事務フローを早急に作成し来年度の課税事務にあたられない。【指摘事項】</p>	<p><u>(1) 伊南行政組合が行う病院事業への運営経費負担について</u></p> <p>昨年11月の伊南行政組合議会において新病院建設事業にかかる基本設計の見直し方針が示されました。この見直しの進捗に合わせて、市の財政運営のあり方を示していく考えです。病院事業の企業債元利償還金や運営経費の負担が、市財政へ及ぼす影響は非常に大きなものとなりますので、その動向を踏まえ、中期的な財政収支の見通しを立て、財政運営の健全性を確保する方策などを明らかにしていきます。</p> <p><u>(1) 課税事務の誤り防止について</u></p> <p>納税通知書発送までの事務処理におけるチェック体制の強化及び徹底を図るため、リストアップの内容や対応方法など事務フローを整備しましたので、これに従い課税誤りが発生しないよう来年度の課税事務にあたってまいります。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>2 民生部</u></p> <p><u>2-1 生活環境課</u></p> <p><u>(1) 切石原墓地の施設管理について</u></p> <p>切石原墓地において生じている地盤沈下について、令和6年9月に補正予算が成立し、550万円の費用をかけてボーリング調査と測量調査を行い、その調査結果を踏まえて工法検討を行うとのことだが、近年の墓地返還の増加や、合葬墓整備の計画もあるなかで、切石原墓地の地盤への対応については、将来の墓地需要を見極めながら慎重に進められたい。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p><u>3 産業部</u></p> <p><u>3-1 農林課</u></p> <p><u>(1) シルクミュージアムの運営について</u></p> <p>養蚕の復活に向けて、繭をワクチン原料として出荷し、返却される繭殻については、まゆクラフトへの活用のほか、絹100%の真綿製品の開発を検討する等、地域産業に活用するプロジェクトが進められ、また、地域おこし協力隊員の配置を新たに行うなど、当施設の活性化への取り組みが積極的になされている。当施設は予算ベースで約3,700万円の一般財源を要する事業となっていることから、当施設が産業振興のほか、出会いや交流を創出する場として、市民に親しまれ、また市民の誇りとなるような機能を果たすよう、取り組みの成果に期待するものである。<b>【要望事項】</b></p>	<p><u>(1) 切石原墓地の施設管理について</u></p> <p>令和6年度のボーリング調査、測量及び地質調査結果を踏まえ、委託業者や庁内関係部課とも協議のうえ、令和7年度内に効果的な補修・補強工法の選定を目指します。また、選定にあたっては、墓地の需要見込みを十分考慮したうえで、墓地管理組合や該当区画使用者と丁寧な協議を重ねて、進めて参ります。</p> <p><u>(1) シルクミュージアムの運営について</u></p> <p>シルクミュージアムについては、ご指摘にあるように、当市における養蚕の歴史を基にしつつ、新たな取り組みも含めた様々な事業展開を進めているところです。</p> <p>ご要望いただいた出会いや交流の場の創出については、「春の味覚まつり」や年始の「餅つき・まゆだま作り」といったイベントや、4月の「繭クラフト展」をはじめとした企画展の他、糸平フェスティバルによるバスツアーの開催などを通じて推進してきており、今後もこうした企画により交流の場の創出にも寄与できる企画を検討していきます。</p> <p>また、市民に親しまれ誇りとなる機能の強化として、令和6年度では東伊那公民館で養蚕をテーマとした講座取り組んでおり、今後に向けては、KAICOプロジェクトの推進における養蚕の新たな担い手として、地域住民に留まらず、農福連携を含めた展開も引き続き検討しながら、寄付による桑苗の植樹等による桑園の拡大も進めることで、産業としての養蚕の復活の推</p>



令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p>3-2 商工観光課</p> <p><u>(1) 駒ヶ根高原温泉開発株式会社について</u></p> <p>当法人は駒ヶ根市が出資する第三セクターであるが、新たな5号源泉井戸の検討を進めており、その原資については長期借入金によることとし、その長期借入金について駒ヶ根市による損失補償を想定しているとのことであった。</p> <p>総務省の指針において、地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合に、債務への損失補償については、将来的にはその一部又は全部を負担するリスクを有する等の理由で、行うべきではないとされているところである。</p> <p>損失補償について、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合にあっては、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額、損失補償を行っている債務（財政負担）を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を議会・住民等に対して明らかにする等、理解を得るための必要な措置を講じられたい。【要望事項】</p> <p><u>(2) 駒ヶ根商工会議所への財政支援について</u></p> <p>当団体について、財政的に厳しい状況であることから、令和6年度より一般事業と中小企業</p>	<p>進に向けた取り組みを検討しています。併せて、令和7年度には、糸平プロジェクトとして、市内小中学校の児童や生徒に、田中平八の周知を図る取り組みや、ミュージアム館内に通年でのカイコの動態展示に併せた施設の改修の検討を進める計画もあり、より市民に身近で、かつ、市民の誇りとなるような取り組みを進めてまいります。</p> <p><u>(1) 駒ヶ根高原温泉開発株式会社について</u></p> <p>5号源泉掘削にあたっては、事業費総額で3億円余を予定しており、温泉開発基金など自己資金だけでは財源確保できないため、長期借入金により事業資金の調達を行うものであります。</p> <p>借入にあたりましては、駒ヶ根市の損失補償を設定いたしますが、当法人の経営状況としましては、過去に掘削した源泉の借入金は完済し、各施設からの温泉使用料もコロナ禍以降は安定的に入っているため、良好な経営状況となっております。</p> <p>経営シミュレーションにおきましても、今後の借入金の返済や利息などを考慮しても安定的な経営は十分できる見込みとなっております。</p> <p>議会等への説明につきましては、2月17日の取締役会を経た上で、3月定例会全員協議会及び総務産業委員会において、理解が得られるよう説明してまいります。</p> <p><u>(2) 駒ヶ根商工会議所への財政支援について</u></p> <p>駒ヶ根商工会議所への財政支援については、要望書の提出を受けた後、当団体に対してヒア</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p>相談所事業を合わせた補助金について、これまでの740万円から1,500万円に増額がされているところである。この増額について、団体からの要望書は確認できたが、市側での増額の意思決定がされた経過を示す書類が特段無いとのことであった。当補助金については金額も大きいことから意思決定の経過がわかるよう記録を残されたい。また、この要望による増額について、3年間の時限で行われるものとの説明を受けたが、恒常化する懸念も覚えるところである。このような補助金の増額については真に止むを得ないものに限ることとし、金額についても相手方の言い値とならないよう、内容を精査した上での実施とされたい。【要望事項】</p>	<p>リングを行い、要望に至るまでの経過や今後の見通し、添付された財政見通しや財政状況シミュレーションの内容精査を慎重に行い、妥当な財政支援額であることを確認いたしました。</p> <p>このため、駒ヶ根市実施計画（令和6年度～令和8年度）における企画振興課査定、理事者査定および令和6年度当初予算編成における財政課査定、理事者査定を経て、駒ヶ根市は当団体へ財政支援を行う意思決定をしましたが、ご指摘のとおり、その経過を文書にしておく事を失念していました。</p> <p>今後、財政支援等の重要な施策については、意思決定の経過を明らかにする書類を作成いたします。</p> <p>また、この要望による増額については、毎年度、当団体の財源対策や決算状況にも注視しながら、適切に経営状況の把握に努めて参ります。</p>
<p><u>(3) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>休止状態にあった国土交通省所有の降雨体験施設「あめ太郎」について、再稼働に向けた動きがあること、クライミングウォールについて、県内の類似施設が閉鎖したことによる影響と思われる利用の増加、また近年の猛暑により夏季において比較的冷涼である当地域のサンドグラウンドの魅力が相対的に高まっている等、外部環境の変化のほか、指定管理者の努力もあり、利用が多い状況にあるとのことであった。利用者にとってより魅力ある施設となるよう、国土交通省などの関係機関との連携を深め、指定管理者とも協議を行いながら、安全性、利便性、快適性を確保するための措置や、高原地域の観光振興に寄与するための冬季間における利用促進策について調査・研究を進められたい。【要望事項】</p>	<p><u>(3) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>森と水のアウトドア体験広場は、駒ヶ根高原における観光施設として、多くの観光客が訪れるとともに、防災についても学べる施設となっています。当施設は、平成14年にオープンとなっており、施設の老朽化が進んできています。天竜川上流河川事務所や指定管理者と連携を取る中で、施設の計画的な修繕を行い、安全・安心に利用してもらえるように取組みます。また、近年は砂防に関する研修ができる場としての利用もあり、そのような活用も含めて施設を有効に活用でき、多くの皆様に訪れていただける手法を駒ヶ根観光協会とも連携しながら、研究してまいります。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>5 教育委員会</u></p> <p><u>5-1 子ども課</u></p> <p><u>(1) 各保育園備え付けの帳簿について</u> 出先監査を実施する際に、保育所管理規則第16条に規定する帳簿の確認を行っているが、規定されている帳簿と、実際に管理している各帳簿類との対応関係が判然とせず、園長が苦慮している様子が見受けられた。実務担当者にとってわかりやすい運用となるよう、各園の状況を把握し、必要に応じた措置を講じられたい。 【要望事項】</p> <p><u>(2) 小中学校の消防設備について</u> 出先監査を実施した複数の小中学校において、これまで指摘していた消火器の更新が確実になされていることが確認できた。このほか、消防施設点検により指摘がされている、防火扉、火災報知器、誘導灯等については出来るところから順次修繕等により改善を進め、即時の対応が困難なものについては計画的な更新を進められたい。【指摘事項】</p> <p><u>(3) 小中学校所管のPTA会計について</u> 小中学校にて所管する他団体会計にPTA会計があるが、ゆうちょダイレクトを利用しての管理となっているものが見受けられた。セキュリティ確保のほか、取引履歴の情報共有などの透明性の確保、トラブル発生時の対応をあらかじめ定めておく等、従来の通帳による口座管理時と変わらない、適正な管理となるよう、口座管理にかかる事務フロー、マニュアル等を作成の上での運用とする等、必要な措置を講じられたい。【要望事項】</p>	<p><u>(1) 各保育園備え付けの帳簿について</u> 各園の帳簿と規定されている帳簿の対応関係を明確にし、実務担当者が理解しやすい運用方法を整備します。また、各園の状況を確認し、必要な措置を講じます。</p> <p><u>(2) 小中学校の消防設備について</u> 消防施設点検後に、学校と修繕箇所の確認を行い、優先度の高いものから計画的に改善・更新していきます。</p> <p><u>(3) 小中学校所管のPTA会計について</u> 教育委員会や学校では、PTA会計等には直接関与はしておりませんが、従来どおりの適正な管理ができるよう、個人情報やパスワードの管理等事務処理マニュアルの作成を指導しました。</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（４）タブレット端末の取扱いについて</u></p> <p>出先監査を実施した赤穂東小学校において、一部帳簿が未作成となっているものが見受けられた。最新の状況を反映した帳簿の整備を行い、マニュアルに沿った運用となるよう徹底を図られたい。【指摘事項】</p>	<p><u>（４）タブレット端末の取扱いについて</u></p> <p>赤穂東小学校へ帳簿作成を依頼し、整備させました。併せてマニュアルに沿った運用となるよう指導しました。その他の小中学校においても、再度周知徹底をしました。</p>
<p><u>（５）子ども関連施設の経年劣化への対応について</u></p> <p>出先監査を実施した子ども関連施設において、共通して雨漏り、床の傷み、プールの塗装剥がれが生じていることが報告された。施設を利用する子どもにとって必要となる安全性、快適性が確保されるよう、現状の把握を行ったうえで、修繕等の措置を講じられたい。</p> <p>【要望事項】</p>	<p><u>（５）子ども関連施設の経年劣化への対応について</u></p> <p>子どもたちの安全と快適性を確保するため、雨漏り、床の傷み、プールの塗装剥がれについて、緊急性の高い修繕から段階的に進めていきます。</p>
<p><u>5-2 社会教育課</u></p>	
<p><u>（１）中沢公民館所管の他団体会計について</u></p> <p>令和3年に解散となった中沢高齢者クラブ会計について、預金口座の解約手続きがされておらず残高が存在していた。当時の団体の意向により、解散時の残金を公民館環境整備のために随時使用しているとのことであった。このような取り扱いは簿外での会計処理となり、適切といえないものであるため、早急に残金について適正に処分を行ったのち、預金口座の解約をされたい。【指摘事項】</p>	<p><u>（１）中沢公民館所管の他団体会計について</u></p> <p>残金について、解散時の高齢者クラブ役員に相談し、中沢地区社会福祉協議会に全額寄付することを決定していただき、預金口座の解約を行いました。</p> <p>(令和7年1月16日寄付、同日、口座解約)</p>

令和6年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（2）赤穂公民館における現金管理について</u></p> <p>赤穂公民館において施設使用料などを收受しているが、收受した現金について、指定金融機関等への払い込みが月1回となっているとのものであった。財務規則では速やかに指定金融機関等に払い込むこととなっており、規則どおりの運用となるよう早急に事務の見直しをされたい。【指摘事項】</p>	<p><u>（2）赤穂公民館における現金管理について</u></p> <p>施設使用料及び雑収入の入金については、出先機関のため毎日の入金は困難なことから、1週間ごとにまとめ、原則、毎週月曜日に払い込むこととしました。（2月10日からの週の收受分から対応しています。）</p>
<p><u>（3）旧竹村家住宅管理棟における現金管理について</u></p> <p>駒ヶ根高原庭球場の利用料金について旧竹村家住宅管理棟にて收受しているが、管理棟が無人となる際には利用料納入箱へ利用料金を入れる取扱いとなっている。防犯カメラの設置はあるものの利用料納入箱については金銭を入れるには簡素なものと見受けられた。こじ開け、破壊、持ち去りを防止するため、あらためて納入箱の材質、構造、固定方法等について検討されたい。【要望事項】</p>	<p><u>（3）旧竹村家住宅管理棟における現金管理について</u></p> <p>指定管理者であるシルバー人材センターと協議し、納入箱の材質、設置方法を含め検討していただくようお願いし、現在検討していただいております。</p>
<p>&lt;指摘事項及び要望事項の区分について&gt;</p> <p>【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの</p> <p>【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	